

国際公会計基準審議会（IPSASB）

公開草案第 89 号「IFRIC 解釈指針を考慮した修正」の解説

公会計委員会政府会計専門委員会専門委員長 公認会計士 高橋 宏延
公会計委員会政府会計専門委員会副専門委員長 公認会計士 仲 友佳子

本稿では、2024 年 4 月に国際公会計基準審議会（IPSASB）より公表された[公開草案第 89 号「IFRIC 解釈指針を考慮した修正」](#)（以下「ED 第 89 号」という。）について解説する。

1. ED 第 89 号開発の経緯

ED 第 89 号は IPSASB 内に設けられた「適用パネル」の活動に基づく初めての公表文書である。国際会計基準審議会（IASB）が公表した IFRIC 解釈指針や SIC 解釈指針のうち、これまで IPSAS への適用を検討していない七つの文書を検討した上で、うち五つの IFRIC 解釈指針を IPSAS に取り込むことを提案している。

IPSASB の 2024 年から 2028 年の新中期計画期間では、既存 IPSAS のメンテナンスが重要な活動の一つとして位置付けられている。その活動を支えるため、2023 年 9 月会議で、IPSAS 適用国の出身である一部メンバーと事務局で構成される「適用パネル」の設置が報告された。

その後、適用パネルの提案で、IPSASB は、IFRIC 解釈指針を IPSAS に取り込むことを検討する「狭い範囲の修正プロジェクト」を立ち上げた。狭い範囲の修正プロジェクトは、通常の基準開発プロジェクトとは異なり、特定の IASB 文書等を IPSAS に取り込むことだけを目的とし、修正対象となる IPSAS の他の課題については修正対象としない。

当該プロジェクトの成果物である ED 第 89 号の開発に際し、IPSASB の事務局は、個々の IFRIC 解釈指針等を IPSAS に取り込む提案を行うかどうかの判断を「IPSAS の改善」プロジェクトと同様の手順で実施した。「IPSAS の改善」プロジェクトでは、IASB 文書の改訂等を IPSAS に取り込むために 1～2 年ごとに実施している。

IPSASB は当初、IFRIC 解釈指針及び SIC 解釈指針のうち、他の IPSASB のプロジェクトでは未検討で、かつ、対応する IPSAS が存在しない七つの文書を検討対象とした。議論の結果、ED 第 89 号では七つの文書のうち五つの IFRIC 解釈指針を関連が深い IPSAS の「付録」として取り込むことを決定した。IFRIC 解釈指針を IPSAS の付録とする方法には前例がある。IPSAS 第 41 号「金融商品」は、IFRS 第 9 号「金融商品」をベースとした本体に取り込んでいる。また、IFRIC 第 16 号「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」及び IFRIC 第 19 号「資本性金融商品による金融負債の消滅」の二つの IFRIC 解釈指針を付録として取り込んでいる。

本プロジェクトは上述したように「狭い範囲の修正プロジェクト」であるため、五つの文書を IPSAS に取り込むにあたり、IPSAS の用語及び様式や他の IPSAS 基準との整合性を確保するための修正を行っているが、元の解釈指針の意図が変わるような修正は行っていない。

IPSASB は、2023 年 12 月と 2024 年 3 月に ED 第 89 号に関する検討を行った後、2024 年 3 月に ED

第 89 号を承認し、同年 4 月に公表した。

ED 第 89 号のコメント期限は 2024 年 6 月 17 日までであり、コメント期間は約 2 か月間と、通常の公開草案の 4 か月間よりもかなり短くなっていた。

2. コメントを求める特別の事項

ED 第 89 号は、二つのコメントを求める特別の事項（SMC）を設け、関係者からのコメントを募集している。二つの SMC は、概ね以下の内容である。

SMC 1 ED 第 89 号が提案する五つの IFRIC 解釈指針に基づく IPSAS の修正に同意するか？

SMC 2 ED 第 89 号では二つの IFRIC・SIC 解釈指針を対象外としたことに同意するか？

3. SMC 1 : ED 第 89 号の対象とした五つの IFRIC 解釈指針

IFRIC 解釈指針	修正対象の IPSAS	修正案の要旨
IFRIC 第 1 号「廃棄、原状回復及びそれらに類似する既存の負債の変動」	IPSAS 第 19 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」	IPSAS 第 45 号の範囲内の有形固定資産、又は IPSAS 第 43 号の範囲内の使用権資産を解体、撤去及び原状回復するために、公的部門の主体が既存の負債の見積りの特定の変更をどのように会計処理すべきかを明確にする。
	IPSAS 第 43 号「リース」	
	IPSAS 第 45 号「有形固定資産」	
IFRIC 第 5 号「廃棄、原状回復及び環境再生ファンドから生じる持分に対する権利」	IPSAS 第 19 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」	廃棄ファンドへの拠出者である公的部門の主体が、廃棄コストの支払い義務及び当該ファンドに対する関連持分をどのように会計処理すべきかを明確にする。
IFRIC 第 7 号「IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」に従った修正再表示アプローチの適用」	IPSAS 第 10 号「超インフレ経済下の財務報告」	過年度の経済が超インフレではなかった場合に、公的部門の主体がその機能通貨の経済における超インフレの存在をどのように識別するかを明確にする。
IFRIC 第 14 号「IAS 第 19 号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」	IPSAS 第 39 号「従業員給付」	公的部門の主体が退職後の確定給付やその他の長期従業員確定給付を会計処理する際に、確定給付資産の上限と最低積立要件をどのように考慮すべきかを明確にする。
IFRIC 第 21 号「賦課金」	IPSAS 第 19 号	公的部門の主体が政府によって課される賦課金を支払う義務をどのように会計処理すべきかを明確にする。

4. SMC 2 : ED 第 89 号の対象外とした IFRIC 解釈指針及び SIC 解釈指針

解釈指針	解釈指針の要旨	ED第89号に含めなかった理由
IFRIC第6号 「特定市場への参加から生じる負債—電気・電子機器廃棄物」	家庭用に電気・電子機器を製造し、e廃棄物の管理コストを支払うことが法律で義務付けられている企業は、廃棄物管理コストについて引当金を認識すべきであるということを明確にする。	公的部門の主体が家庭用の電気・電子機器の製造者となる状況は稀であるため、IFRIC第6号のガイダンスは公的部門には適用できないか、有用でない。
SIC第7号「ユーロの導入」	EUの経済通貨統合（EMU）に参加している国の主体は、どのように当該国の通貨からユーロへの切替を会計処理すべきかを明確にする。	SIC第7号は欧州の制度に関する指針なので、そのままと国際的な公的部門への適用可能性が限られてしまう。IPSAS第4号「外国為替レートの変動の影響」を国際的に公的部門の主体へ適用する際には、ドル化等の現在又は将来の通貨統合等の諸課題を考慮するためにさらなる作業が必要となる。そこで、IPSASBは将来の作業計画においてIPSAS第4号の適用を再検討することを決定した。

以 上